

Japan: Inbound Tax Alert

相続税:リマインダー

2015年2月号 No.11

Contents

相続税:重要な改正

相続税・贈与税の納税義務者の範囲の改正

税率引上げおよび基礎控除額の引下げ

出国税の導入(平成27年度税制改正大綱:今後の動向に要留意)

相続税:重要な改正

平成25年度税制改正により相続税法が改正され、相続税および贈与税の課税対象が拡大した。本改正により、日本国籍を有しない個人で日本に住所を有しない者が、日本に住所を有する者から相続もしくは遺贈または贈与により取得した国外財産を、相続税または贈与税の課税財産の範囲に含めることとなった。本改正は平成25年4月1日以後の相続もしくは遺贈または贈与により取得する国外財産に適用される。

本改正は、相続人または受贈者が日本に住所を有しない非居住者となることによる相続税および贈与税の節税効果を制限するために実施されたものである。また、平成27年1月1日以後の相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産に係る相続税について、相続税の基礎控除額が引き下げられ、相続税および贈与税の税率が引き上げられる。これに伴い、相続税および贈与税の負担が増加する可能性がある。

相続税法における「住所」とは、各人の「生活の本拠」をいい、「生活の本拠」であるかどうかは客観的事実(原則、一人の者が複数の住所を有することはできない)によって判定される。そして、住所を有するか否かの判定において、(1)恒久的住居を有するか;(2)日本に居住しているか;(3)日本に家族がいるか;(4)日本に財産を有するか;(5)日本で働いているか、等の要因が考慮される。したがって、日本国籍を有しない者が、短期間、たまたま日本に居住する場合や日本で働く場合でも、日本に「住所」を有することとなるときがあり、仮に相続もしくは遺贈または贈与が発生したとき、その相続人または受贈者に対して日本の相続税が課税される可能性がある。

さらに、国外財産に関する報告事項の範囲が拡大される(国外財産調書制度の施行:平成26年1月)とともに、罰則規定として国外財産調書に記載されていない国外財産に係る所得が過少申告されていた場合には加算税が賦課されることとなった(平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に適用)。日本の税務当局は、国外財産調書により相続もしくは遺贈または贈与により取得した財産が日本の相続税または贈与税の課税対象になるか把握することができる。

関連する最近の改正については表1を参照されたい。

表1:平成25年度税制改正における相続税および贈与税に関する主要改正点

改正点	現状
1. 相続税・贈与税の納税義務者の範囲の改正	施行済み(平成25年4月1日から適用)
2. 国外財産調書制度の国外財産の範囲の改正	施行済み(平成26年1月1日から適用)
3. 相続税の基礎控除の引下げ	施行済み(平成27年1月1日から適用)
4. 相続税・贈与税の税率構造の見直し	施行済み(平成27年1月1日から適用)

相続税・贈与税の納税義務者の範囲の改正

日本の相続税法では、相続もしくは遺贈または贈与（以下「相続等」）を行う個人（被相続人または贈与者）ではなく、相続もしくは遺贈または贈与により財産を取得する個人（相続人または受贈者）を納税義務者と定めている。平成 25 年 4 月 1 日前では、日本国内に住所を有さない外国籍の者が取得した国外財産について相続税または贈与税の課税財産の範囲には含まれなかった。

しかし、平成 25 年 4 月 1 日以後において、上記の個人が日本に住所を有する者から相続等により取得した国外財産について、日本の相続税または贈与税の課税財産の範囲に含まれることとなった。つまり、本改正後、日本に住所を有する外国人に相続等が発生した場合で、相続人・受贈者が日本国籍を有しないときは、国内財産のみならず国外財産も日本の相続税または贈与税の課税対象となる。

本改正により新たに課税財産の範囲に含まれる財産（緑で表示）は表 2 に示すとおりである。

表 2: 平成 25 年 4 月 1 日以後の相続税および贈与税の課税財産の範囲

相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に住 所あり	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍 なし
			5 年以内 に国内住 所あり	5 年を超え て国内に 住所なし	
国内に住所あり					平成 25 年 4 月改正 対象部分
国内に住所 なし	5 年以内 に国内住 所あり	<ul style="list-style-type: none"> 国内財産 国外財産 			
	5 年を超え て国内に 住所なし			<ul style="list-style-type: none"> 国内財産のみ 	

税率引上げおよび基礎控除額の引下げ

さらに、相続税および贈与税の納税義務者の範囲の拡大に加え、相続税の税率構造が見直され、最高税率が 50% から 55% へ引き上げられることとなった。また、相続税の基礎控除額も引き下げられている。その結果、相続税の課税対象となる金額が「5,000 万円 + 法定相続人の数 × 1,000 万円」から「3,000 万円 + 法定相続人の数 × 600 万円」に引き下げられた。本改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続等による財産に係る相続税または贈与税より適用される。

出国税の導入(平成 27 年度税制改正大綱: 今後の動向に留意)

平成 27 年 7 月 1 日以後に発生した相続等の日前 10 年以内に日本に住所または居所を有していた期間（一定の在留資格をもって在留していた期間を除く）の合計が 5 年を超える者が、1 億円以上の有価証券等を保有している場合において、相続等により海外居住の子供や孫に有価証券等を移転する場合には、含み益に対し 15.315% のみなし譲渡所得課税が行われ（出国税）、加えて相続税または贈与税が課される。



Deloitte's View

本改正により、様々な影響が生じることが考えられる。具体的には、

- 国外の相続人または受贈者は、売却できない可能性のある財産について、日本の申告義務および納税義務を負う可能性が高い
- 国外の相続人または受贈者が、日本または国外における外国税額控除を適用することにより二重課税を調整する場合、煩雑で時間のかかる手続を行わなくてはならない。各国の国内財産の定義によっては、二重課税が調整できないこともあり得る
- 一定のビザにより日本に居住者する外国人は、出国税の納税義務者から除外されている

日本へ赴任することを検討している外国人は、来日中に相続等が発生した場合のことも考慮に入れたプランニングの余地があり、また、既に日本に住んでいる外国人は、本改正が現在の相続プランニングへ及ぼす影響について十分に検討する必要がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/inboundtaxnewsletter

Japan: Inbound Tax Alert 読者登録

本ニュースレターを email で受信をご希望の方は、お名前、部署、お役職と email アドレスを deloitte-tokyo.newsletter@tohatsu.co.jp 宛てにお送りください。

問い合わせ

税理士法人トーマツ 本部・東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

URL: www.deloitte.com/jp/tax-co

インバウンド グループ

本ニュースレターに関する質問は、下記の担当者までご連絡ください。

グループリーダー パートナー 金 洋浩 yangho.kim@tohatsu.co.jp TEL: 03 6213 3841

ビジネス タックス サービス

パートナー 呉 純 sunie.oue@tohatsu.co.jp TEL: 03 6213 3753

パートナー 高原 潤 jun.takahara@tohatsu.co.jp TEL: 03 6213 3946

間接税サービス

パートナー 岡田 カ chikara.okada@tohatsu.co.jp TEL: 03 6213 3900

グローバル エンプロイヤー サービス

パートナー Russell Bird russell.bird@tohatsu.co.jp TEL: 03 6213 3979

シニアマネジャー Frances Somerville frances.somerville@tohatsu.co.jp TEL: 080 3412 3462

移転価格サービス

パートナー Timothy O'Brien timothy.obrien@tohatsu.co.jp TEL: 03 6213 3923

パートナー 澤田 純 jun.sawada@tohatsu.co.jp TEL: 03 6213 3927

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。